

農業者のみなさんへ

将来の担い手と

人・農地プランの
ご紹介

農地について！

話し合いませんか？



- ◆ 自分は、あと何年農業を続けていいけるかな
- ◆ この先、耕作をやめてしまう仲間が増えていきそうだな
- ◆ いざという時、だれか農地を引き受けてくれる人はいるのかな

だから今

5年先、10年先の地域の農地を
だれが、どうやって守っていくのか、
話し合っていきましょう。



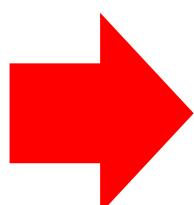
地域の話し合いを活性化するため、市町村、農業委員会、JA、土地改良区、農地バンクなどが一体となって、「人・農地プランの実質化」を推進しています。

【人・農地プランの実質化とは？】

- 農業者の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認。
(対象地区内の耕地面積の少なくとも過半をカバー)
- これを地図化し、5～10年後に
後継者がいない農地の面積を「見える化」。
- これを基に、農業者、市町村、JA、農業委員会、土地改良区等の関係者が徹底した話しを行い、
5～10年後の農地利用を担う経営体の在り方を
決めていく。
(将来の農地利用を担う経営体になる人がいない場合には、新規就農者や入作を希望する認定農業者などの地区外からの受入れを促進する方針を定めます。)



農業者の皆さんの話し合いが盛り上がるよう、市町村、農業委員会、農地バンク（＝農地中間管理機構）、地域によってはJAや土地改良区も参加・協力しながら、地図やデータの提供、アドバイスや各種補助事業の説明を行うなど、連携してサポートします。



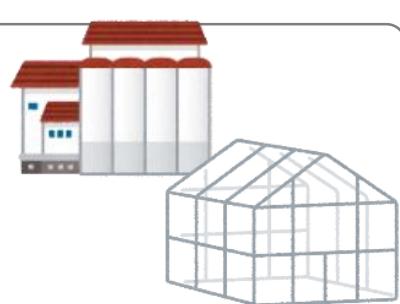
みんなの地区でも、話し合いを行いたいとお考えの際には、富津市農林水産課にお尋ねください（0439-80-1282）。また、お近くの農業委員さんにもご相談ください。

実質化された人・農地プランの地区やその地区で将来の農地利用を担う経営体となつた方には、いろいろな支援措置があります。

- ①新たな人・農地プランに活発に取り組んでいる地区を対象とする支援措置
- ②新たな人・農地プランにおいて将来の農地利用を担う経営体を対象とする支援措置

①地区を対象とする支援

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・機構集積協力金のうち地域集積協力金
- ・機構集積協力金のうち農地整備・集約協力金(農地耕作条件改善事業の実施地区)



②地区的将来の農地利用を担う経営体を対象とする支援

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ
- ・農業次世代人材投資事業（経営開始型）
- ・農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、担い手経営発展支援金融対策事業
(スーパーL資金利負担軽減措置)

